

尾張西部ごみ処理広域化事業
に係る都市計画の構想段階評価書の案

要 約 書

2026（令和 8）年9月

一 宮 市

はじめに

本要約書は、尾張西部ごみ処理広域化事業について、「都市計画運用指針」（令和7年3月一部改定）に基づき、都市計画の構想段階手続きとして、都市施設についての概略の案に対して、評価項目を設定し、その評価結果をとりまとめた都市計画の構想段階評価書の案の概要を示したものです。

都市施設の目的

国は、各都道府県に対して、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクル（再生利用）の推進、サーマルリサイクル（熱回収）の推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト縮減を踏まえた、ごみ処理の広域化を推進しています。

これを受けて、愛知県は、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定しています。県内を13のブロックに分け、焼却能力300 t /日以上全連続炉への集約化を目指しており、尾張西部ブロック（構成市：一宮市及び稲沢市）の焼却施設の集約化が目標とされています。

なお、2021（令和3）年11月には、愛知県は「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021年度～2030年度）」を策定しており、尾張西部ブロックの2焼却施設を2031（令和13）年度以降を目安に統合し、1施設による処理体制を目指すとしています。

一宮市のごみ焼却施設は、1998（平成10）年の供用開始後、28年以上が経過し、老朽化による処理能力の低下が懸念されています。同時期に供用開始した稲沢市とともに効率的な処理と環境負荷の低減を目的にごみ処理の広域化・集約化の検討を進め、「尾張西部ごみ焼却処理等広域化計画」（2025（令和7）年3月）では、2034（令和16）年度に1施設へ集約し、一宮市環境センターの敷地内に新たなごみ処理施設を整備する計画としています。

本事業は、一宮市環境センター及び稲沢市環境センターを集約した新たな広域ごみ処理施設の建設を目的とするものです。

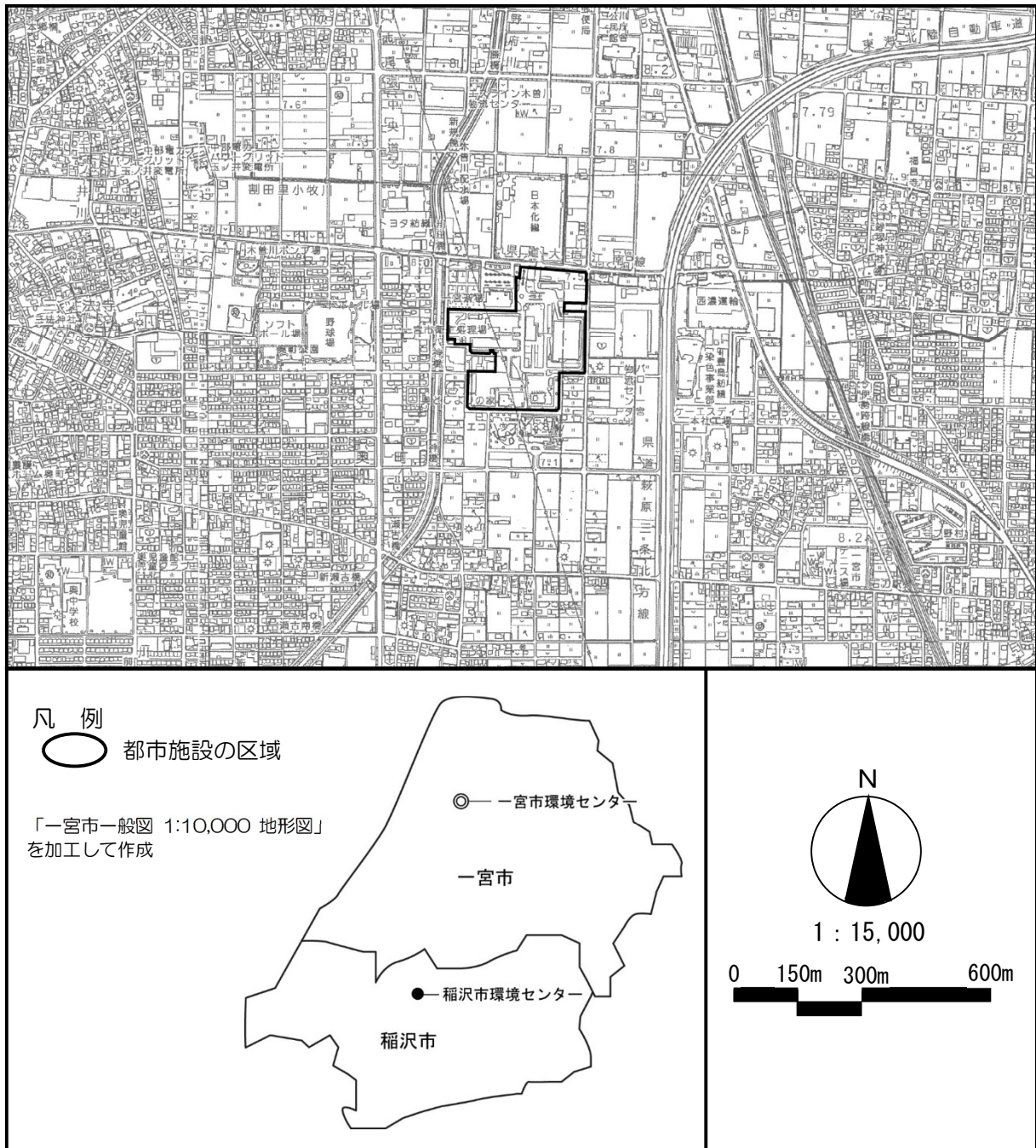
都市施設の概要

■都市施設の内容

都市施設の内容は以下のとおりです。

都市施設の種類		ごみ処理施設（ごみ焼却施設）の設置事業及び既存の衛生処理場（汚物処理場）				
位置及び面積		一宮市奥町字六丁山地内ほか 約 7.4ha				
（新設） ごみ焼却 施設	処理能力	約 382 t /日	（既存） 衛生処理場	処理能力	し尿処理施設： 100kL/日 浄化槽汚泥処理施設： 100kL/日 希釈移送施設： 46.6kL/日	
	処理方式	未定		処理方式	標準脱窒素処理方式 +高度処理 希釈混合方式	
	処理対象ごみ	可燃ごみ、可燃残渣、 不燃残渣、選別後可燃残渣、 浄化槽・し尿処理汚泥			処理対象ごみ	し尿、浄化槽汚泥
	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた 施設を整備する				
	煙突高さ	59m				
	運転計画	24 時間連続運転				
（新設） 破碎・選別 施設	処理能力	約 29 t /日	（既存） リサイクル センター	処理能力	9 t /5h	
	処理方式	破碎・選別処理		処理方式	選別	
	処理対象ごみ	可燃性粗大ごみ、不燃ごみ、 不燃性粗大ごみ、選別後不燃残渣		処理対象ごみ	空き缶・金属類	
	運転計画	5 時間運転				
稼働目標年度		2034（令和 16）年度内				

【都市施設の位置】



＜建設候補地の選定経緯＞

建設候補地については、「尾張西部ごみ焼却処理等広域化計画」において検討を行い、最終候補地を選定しました。

まず、選定範囲及び必要面積等の基本条件を設定した上で、面積要件及び法令規制をもとに12候補地を抽出しました（一次選定）。続いて、基本要素及び重要要素の計7項目の比較評価項目で評価を行い、総合評価点が高かった2候補地を抽出しました（二次選定）。

最後に、三次選定では、各建設候補地で広域処理施設を整備する場合のメリット・デメリットを定性評価しました。その結果、新たな用地の取得が不要であること、既存インフラの有無、周辺環境の状況、事業スケジュール等を総合的に鑑みて優位性があることから、「現一宮市環境センターの敷地」を広域処理施設の建設候補地として選定しました。

■都市施設に係る工事計画の概要

本事業の工事は、施設建設のための土木・建築工事、プラント設備工事及び外構工事を予定しています。

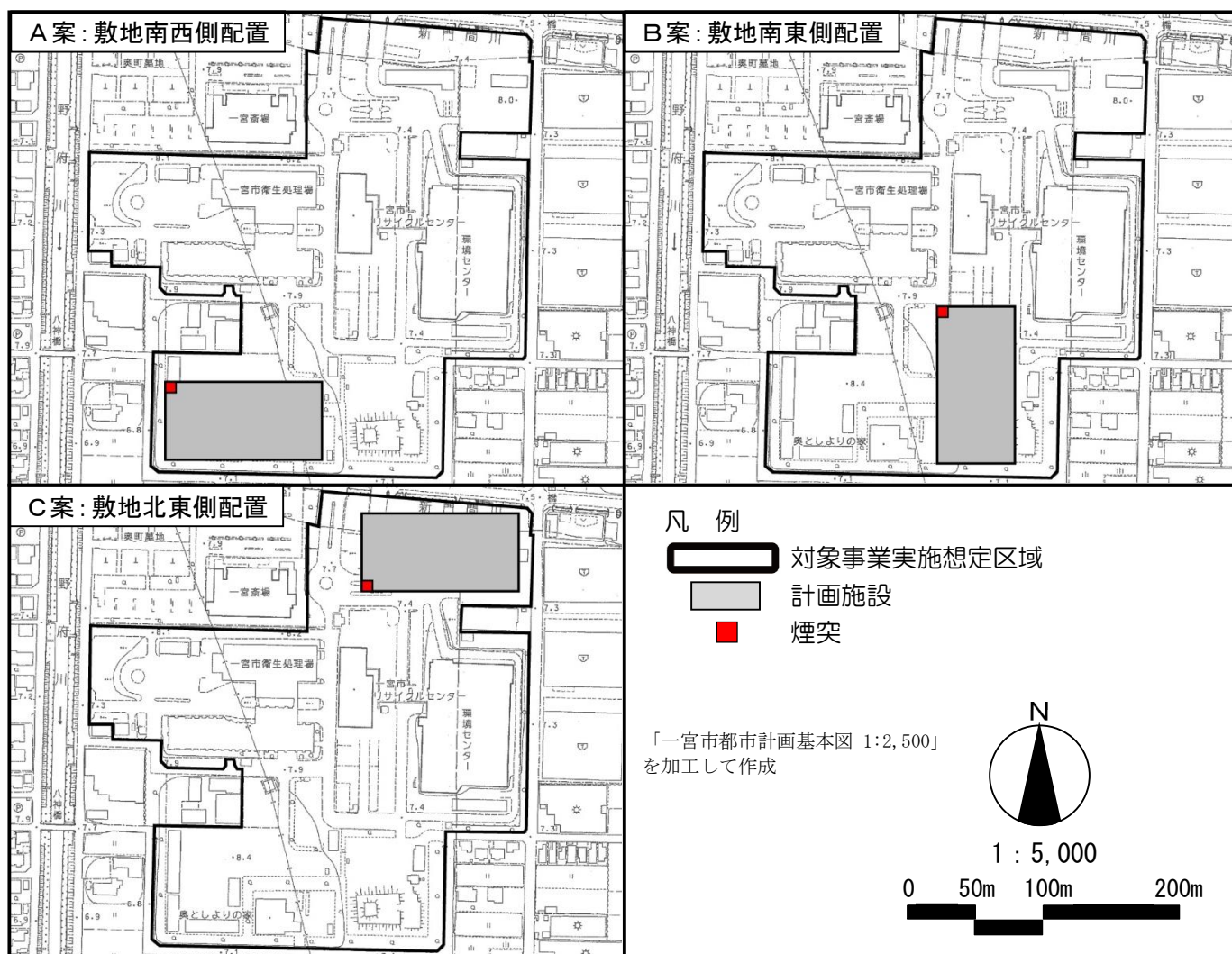
【工事工程表（予定）】

項目 \ 年度	2030 (令和 12) 年度 (1 年目)	2031 (令和 13) 年度 (2 年目)	2032 (令和 14) 年度 (3 年目)	2033 (令和 15) 年度 (4 年目)	2034 (令和 16) 年度 (5 年目)	2035 (令和 17) 年度 (6 年目)
設計	→					
土木・建築工事		→	→	→	→	
プラント設備工事			→	→	→	
外構工事					→	
試運転					→	
供用						→

■複数の都市計画の概略の案の設定

都市施設の位置（対象事業実施想定区域）については、「尾張西部ごみ焼却処理等広域化計画」において候補地選定が行われ、公表されていること、規模についても既に検討が行われていることから、位置及び規模に関する複数案の設定は行わず、施設の配置について A 案（敷地南西側配置）、B 案（敷地南東側配置）及び C 案（敷地北東側配置）の 3 案を設定しました。

【設定した複数案】



一宮市都市計画マスタープランにおける当該施設の位置付け

「一宮市都市計画に関する基本的な方針（一宮市都市計画マスタープラン）」（令和6年3月部分改定）においては、供給処理施設の方針に関して、「衛生処理場、環境センター、浄水場などの供給処理施設については、健全かつ安全・安心な市民生活環境を確保するため、今後も機能維持を図ります。今後の供給処理量に応じ、適宜、周辺土地利用などに配慮した上で施設更新を検討します。」とされています。

都市施設・ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）の評価分野、評価項目及び評価の方法

評価分野	評価項目	評価の方法
都市計画の一体性・総合性の確保	農林漁業との健全な調和	現況及び将来の土地利用方針との整合性から農林漁業との健全な調和が図られているか評価します。
	健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	対象事業実施想定区域での土地利用が、周辺の居住環境や都市活動に影響を与えることがないかを現況及び将来の土地利用方針との整合性、近接する居住地区・公益施設や周辺交通への影響について評価します。
	土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮	対象事業実施想定区域及び周辺の用途地域、都市計画道路等の都市施設の計画について、当該施設立地における整合性が図れており、当該施設の効果を十分に発揮することができるか評価します。
自然的環境の整備又は保全	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持（大気質）	複数案における環境影響の程度を比較整理し、重大な環境影響の程度を整理・検討します。
	人と自然との豊かな触れ合いの確保（景観）	
円滑な都市活動の確保	周辺交通への影響	周辺アクセス道路の整備状況などを評価します。
良好な都市環境の保持	敷地内緑地の確保	対象事業実施想定区域内の3つの施設配置案について、敷地内緑地の配置の違いを比較評価します。
適切な規模及び必要な位置への配置	事業コストの適正	対象事業実施想定区域内の3つの施設配置案について、事業コストの違いを比較評価します。
	事業期間長期化リスク	対象事業実施想定区域内の3つの施設配置案について、既存施設の撤去による事業期間長期化リスクを比較評価します。

評価の結果

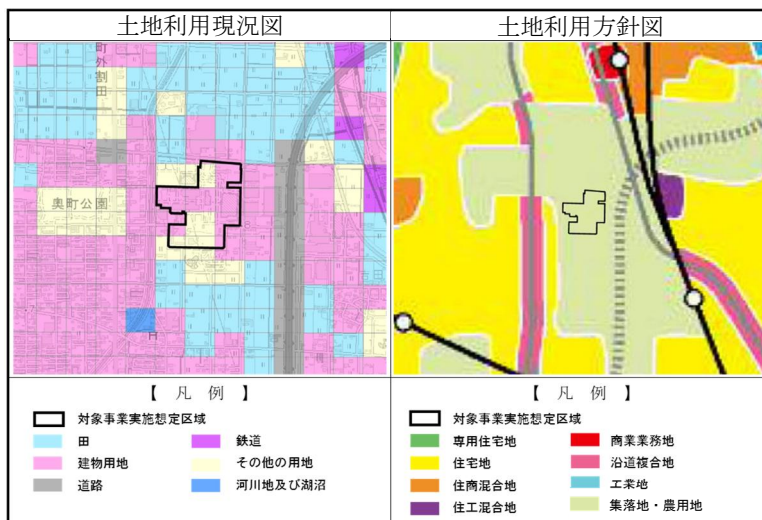
■都市計画の一体性・総合性の確保

農林漁業との健全な調和

対象事業実施想定区域は、既存のごみ処理施設及び衛生処理場が存在しています。対象事業実施想定区域の周辺は、北、東及び西側は主に建物用地となっているほか、南側がその他の用地となっています。

また、一宮市都市計画マスタープランの土地利用方針図において、対象事業実施想定区域は集落地・農用地とされており、対象事業実施想定区域の周辺は、集落地・農用地、住宅地、沿道複合地及び住工混合地とされています。

対象事業実施想定区域は、既存のごみ処理施設及び衛生処理場が存在しており、現況で農林漁業との調和が図られています。新たな施設の建設に当たっても、環境保全のための対策を実施することで周辺環境へ影響のないよう適切な配慮を講じていく計画です。したがって、農業との健全な調和が図れると評価できます。また、同一敷地内での検討となることから、いずれの施設配置案においても違いはないと考えられます。



健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保

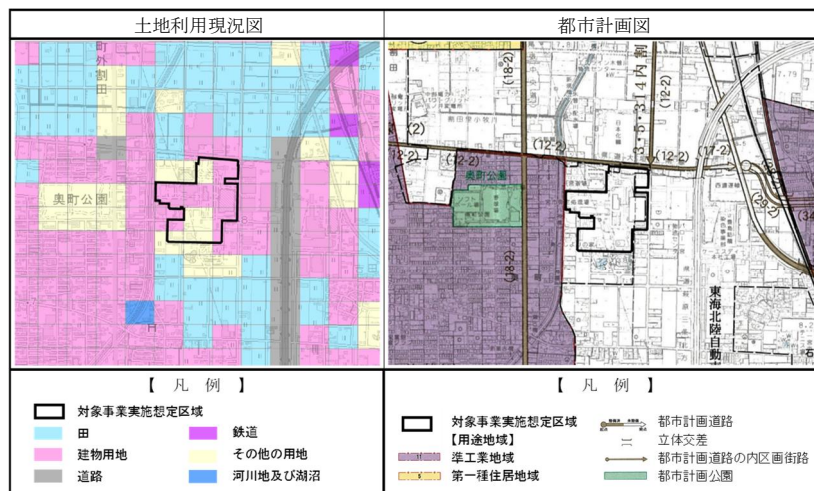
現況土地利用との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価

対象事業実施想定区域は、既存のごみ処理施設及び衛生処理場が存在しており、対象事業実施想定区域の周辺は、北、東及び西側は主に建物用地となっているほか、南側がその他の用地となっています。

また、都市計画の状況を見ると、対象事業実施想定区域及びその周辺は主に用途地域の定められていない区域及び準工業地域となっているほか、北西側には住居系の用途地域の地区も存在します。

事業の実施にあたっては、環境保全のための対策を実施することで居住環境に対する適切な配慮を講じていく計画です。

したがって、周辺の居住環境や都市活動への影響は少ないと評価できます。また、同一敷地内での検討となることから、いずれの施設配置案においても違いはないと考えられます。

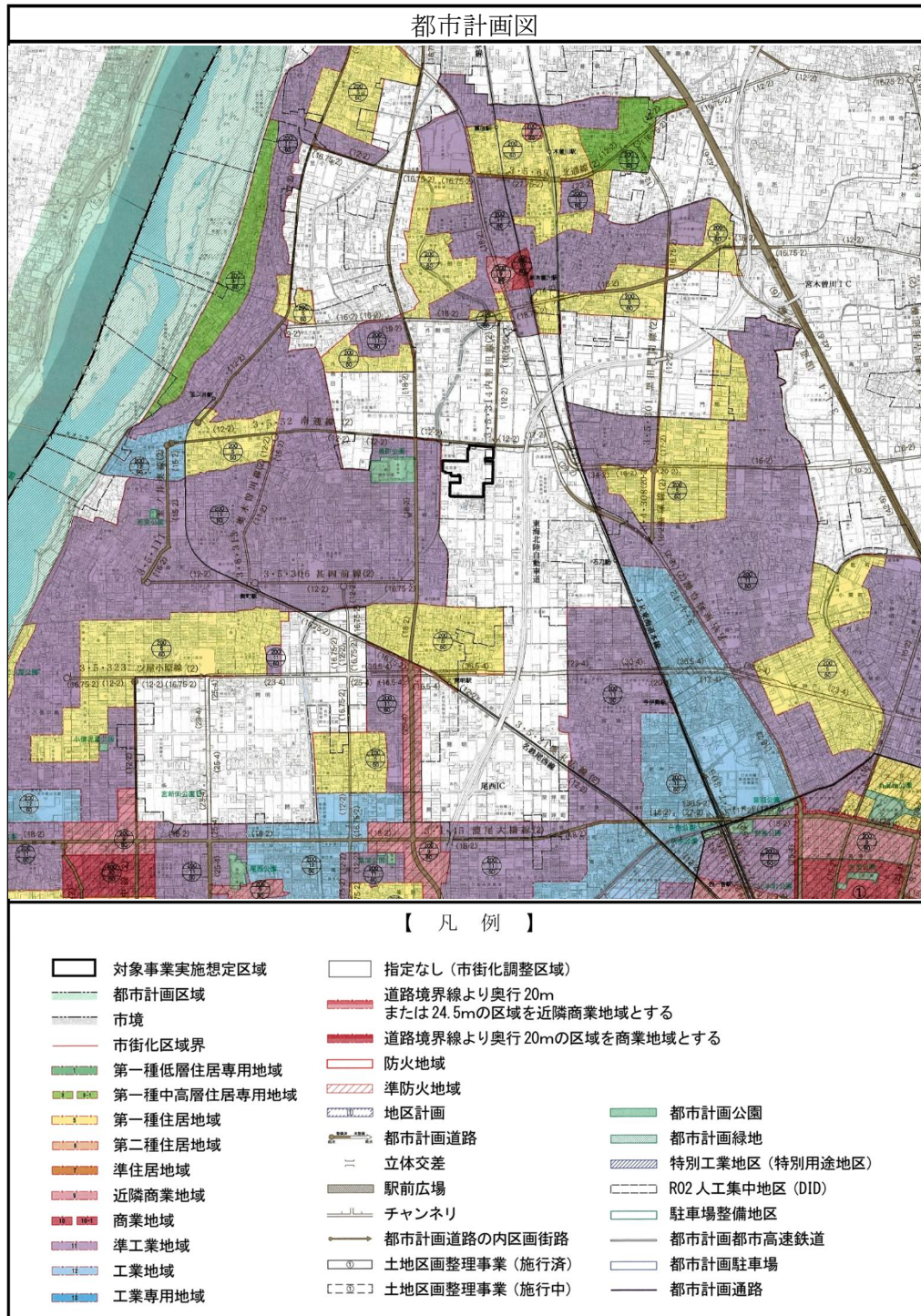


健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	
将来土地利用方針との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価	一宮市都市計画マスタープランの土地利用方針では、対象事業実施想定区域は集落地・農用地とされており、対象事業実施想定区域の周辺は、集落地・農用地、住宅地、沿道複合地及び住工混合地とされています。 地域別構想の土地利用の方針では、地域の目標として「出張所周辺地区における商業機能や子育て支援機能などの多様な都市機能の集積」が掲げられており、本事業の実施はこの方針を阻害するものではありません。 さらに、事業の実施にあたっては、環境保全のための対策を実施することで、周辺居住環境や都市活動に対する適切な配慮を講じていく計画としています。 したがって、周辺の居住環境や都市活動への影響は少ないと評価できます。また、同一敷地内での検討となることから、いずれの施設配置案においても違いはないと考えられます。 一宮市都市計画マスタープランの土地利用方針
近接する居住地区・公益施設や周辺交通への影響の比較評価	〈近接する居住地区・公益施設への影響〉 日常の「健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動」の観点からは、環境面等を考慮した場合、近接する住宅や公益施設（緑地公園、学校、保育園）と、ごみ処理施設は、少しでも離れた位置が良いと考えられます。対象事業実施想定区域の敷地境界から最寄りの公益施設としては、北西約320mの位置に保育施設が存在します。また、最寄住居は敷地境界の南東側約10mの位置にあります。 事業の実施にあたっては、環境保全のための対策を実施することで居住地区・公益施設的环境に対する適切な配慮を講じていく計画としています。 したがって、各施設配置案での距離の違いはありますが、近接する居住地区・公益施設への影響は少なく、いずれの施設配置案においても違いはないと考えられます。 〈周辺交通への影響〉 対象事業実施想定区域周辺には、幹線道路が整備されており、交通の利便性が高く、ごみ収集車等の関係車両は、一般県道大垣江南線を通して対象事業実施想定区域へ進入します。これらのごみ収集車等の関係車両については、敷地内の進入路、待避所で処理されます。いずれの施設配置案においても、同規模の進入路、待避所を確保する計画です。 したがって、周辺交通への影響は少なく、いずれの施設配置案においても違いはないと考えられます。

土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮

対象事業実施想定区域は、既存のごみ処理施設及び衛生処理場が存在しています。また、対象事業実施想定区域周辺には、一般県道名古屋一宮線、一般県道萩原三条北方線及び主要地方道岐阜稲沢線などの幹線道路が整備されており、交通の利便性が高いです。

したがって、土地利用規制や都市施設の計画とも整合が図られ、当該施設の効果を十分に発揮することができると評価できます。また、同一敷地内での検討となることから、いずれの施設配置案においても違いはないと考えられます。



■自然的環境の整備又は保全

評価分野	評価項目			評価結果		
				A案	B案	C案
自然的環境の整備又は保全	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質	硫酸酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等	予測結果（寄与濃度）にバックグラウンド濃度を加えた将来濃度は、いずれの対象計画案においても同等の値となり、すべての項目において環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないと評価します。		
	人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	景観資源及び主要な眺望点の改変の状況	いずれの対象計画案においても景観資源及び主要な眺望点の直接改変はないことから、計画施設が存在が重大な環境影響を及ぼすことはないものと評価します。		
			施設が存在による眺望景観への影響	施設の詳細な計画にあたっては、出来る限り影響を低減するように計画諸元を検討することから、いずれの対象計画案についても、眺望景観に重大な影響が生じることはないと評価します。		
			計画施設を望む仰角	3.8～7.4 度	4.3～6.0 度	4.2～5.8 度
				いずれの対象計画案についても、圧迫感を受ける目安である 10 度を下回ると予測します。		

■円滑な都市活動の確保

評価分野「都市計画の一体性・総合性の確保」を参照してください。

■良好な都市環境の保持

敷地内緑地の確保
現段階における当該対象事業実施想定区域内の配置イメージにおいては、敷地内緑化の配置を具体化していないため、対象事業実施想定区域内の 3 つの施設配置案について、敷地内緑地の配置の違いを比較評価できる段階にはありませんが、今後はいずれの施設配置案においても可能な限り緑地を配置できるように検討します。

■適切な規模及び必要な位置への配置

事業コストの適正
施設配置については、いずれの施設配置案も、ごみ処理施設を整備する計画です。同一敷地内での検討となり、新たな土地の取得等も必要ないため、施設建設費用は基本的にはいずれの施設配置案においても違いはないと考えられます。
事業期間長期化リスク
いずれの施設配置案も、対象事業実施想定区域内の計画施設の建設予定場所の現況は主に駐車場及び事務所棟等となっており、既存施設撤去による事業期間長期化リスクはありません。

総合評価

【総合評価】

評価分野	評価項目			評価結果		
				A案	B案	C案
都市計画の 一体性・総合性の確保	農林漁業との健全な調和			○ 農業との健全な調和が図れます。		
	健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	現況土地利用との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価		○ 周辺の居住環境や都市活動への影響は少ないと考えられます。		
		将来土地利用方針との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価		○ 周辺の居住環境や都市活動への影響は少ないと考えられます。		
		近接する居住地区・公益施設への影響		○ 施設配置案での距離の違いはありますが、近接する居住地区・公益施設への影響は少ないと考えられます。		
		周辺交通への影響		○ 廃棄物運搬車両の交通は、敷地内の進入路、待機所で処理できるように計画することから施設配置案での違いはないと考えられます。		
	土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮			○ 当該施設の効果を十分に発揮できます。		
自然的環境の整備又は保全	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質	硫酸酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等	○ 環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じません。		
	人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	景観資源及び主要な眺望点の改変の状況	○ 直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはありません。		
			施設の存在による眺望景観への影響	○ 予測地点から計画施設を望む仰角は、すべての地点において圧迫感を受ける目安である10度を下回っています。いずれの対象計画案についても、眺望景観に重大な影響が生じることはありません。		
円滑な都市活動の確保	周辺交通への影響			「都市計画の一体性・総合性の確保」を参照してください。		
良好な都市環境の保持	敷地内緑地の確保			○ 可能な限り緑地が配置できるように検討します。		
適切な規模及び必要な位置への配置	事業コストの適正			○ 事業コストは変わらないと考えられます。		
	事業期間長期化リスク			○ 事業期間長期化リスクはないと考えられます。		
総合評価				○	○	○

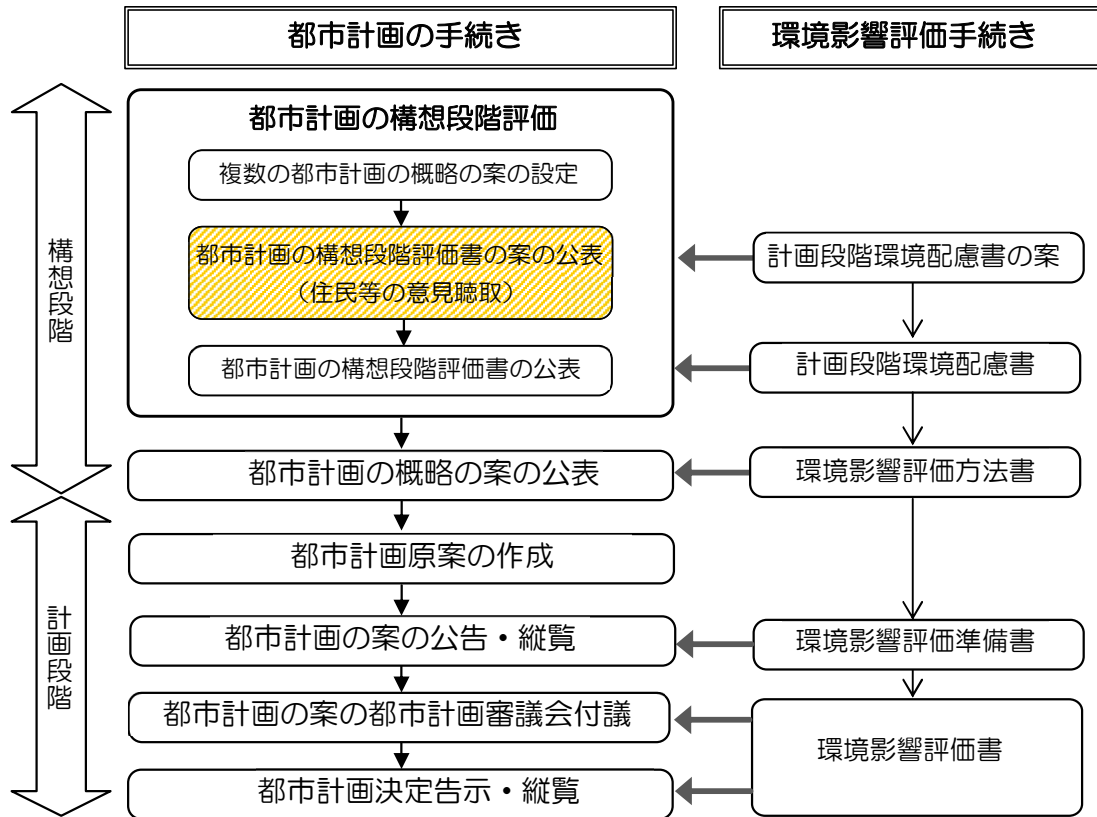
注) 施設配置案の相対的な評価において、「他案に比べ優位である」を「◎」、「他案と概ね同等である」を「○」、「他案に比べ留意が必要である」を「△」としました。

【参 考】

◆ 都市計画の手続き

都市計画の構想段階手続き、計画段階手続きの流れは、下図に示すとおりであり、今回の「都市計画の構想段階評価書の案」の公表は、色網掛けで囲んだ段階のものです。

今後は、都市計画の構想段階評価書の公表以降の手続きを進めてまいります。



◆ 都市計画の構想段階評価書の案の縦覧

縦覧場所	縦覧期間	備 考
一宮市施設管理課（一宮市環境センター内） 一宮市都市計画課（本庁舎8階） 稲沢市環境施設課（稲沢市環境センター内）	2026（令和8）年9月16日（水）から 2026（令和8）年10月15日（木）まで	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除きます。

注）一宮市のウェブサイトからでもご覧になれます。

お問い合わせ先	一宮市環境部施設管理課 施設建設準備室（一宮市環境センター） 〒491-0201 一宮市奥町字六丁山 52 TEL：0586-48-5383
---------	--